

平成22年7月2日

## 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想

## （第9回関係国会合の概要）

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の第9回関係国会合が6月28日～7月1日にスイスで開催され、交渉の妥結に向けて議論を行いました。

1. 6月28日（月）から7月1日（木）（現地時間）に、ACTA交渉の第9回関係国会合が、スイスの主催によりルツェルンで開催されました。我が国をはじめ、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、ニュージーランド及びモロッコが参加しました。
2. 交渉の一日目には、透明性の観点から、スイス政府の主催のACTA交渉参加者と交渉に関心を持つ市民団体の代表者との会合が開催され、意見交換が行われました。
3. 第8回関係国会合（於ウエリントン）後に公開された条文案をもとに、交渉参加国は建設的な議論を続け、冒頭規定、一般的義務、民事執行節、国境措置節、刑事執行節、デジタル環境における執行措置、国際協力と制度上の措置など多くの分野について、合意形成に進展がみられました。ACTAにおいて対象となる知的財産権の範囲についても議論を行い、本件に関係する各国の考え方についての理解を深めました。
4. 交渉参加者は合法的な貿易と持続的な世界経済の発展を阻害する、模倣品と海賊版の拡散に効果的な対策を講じる各国の努力のために国際的な法的枠組を構築する国際約束であるACTAの重要性を強調しました。
5. ACTAは既存の知的財産権の執行についての基準を構築することを目指すものであり、新しい知的財産権を含めようというものではなく、既存の知的財産保護の範囲について拡大するものでも、縮小するものでもありません。
6. ACTAは、締約国が基本的権利と自由を尊重することに干渉するものではありません。ACTAは知的財産権の貿易関連の側面に関するWTO協定（TRIPS協定）および、TRIPS協定と公衆衛生に関する宣言と整合的です。交渉参加国は、ACTAが合法的なジェネリック医薬品の国境を越える取引を阻害するものではないことを繰り返し確認し、特許をACTAの国境措置節の対象としないことに再確認しました。ACTAは交渉参加国の国境措置の権限ある機関に対して、侵害品検査のために旅

行者の個人的な電子機器を調査することを義務づけるものではありません。

7. 交渉参加国は、次回会合を米国の主催で開催することに合意しました。また交渉参加国は、2010年中の可能な限り早期の実現を目指し、議論を続ける意志があることを再確認しました。
8. 我が国としては、ACTAの早期実現を目指し、今後も関係国との議論を積極的にリードしていく所存です。

(参考)

1. 我が国は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、模倣品・海賊版防止のための法的枠組策定の必要性を提唱して以来、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに、ACTA構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。
2. その後、2007年10月に日米欧等から、ACTAにおいて実現していくべき内容についての集中的な協議を開始する旨の報道発表を行い、関係国との非公式な協議を継続的に行ってきた。
3. 2008年6月に開催された関係国会合からは、条文案をベースとした交渉が開始された。

(本発表資料のお問い合わせ先)

通商政策局国際知財制度調整官 山本

担当者：猪飼、高田

電話：03-3501-1511 (内線 3501)

03-3501-5923 (直通)